

初診時選定療養費の改定について

初診時選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院・診療所等（かかりつけ医）で、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分化の推進を目的として厚生労働省が定めた制度です。

この制度に基づき、一般病床（300床）の当院では、他の病院・診療所からの紹介状なしに来院された初診の患者さんにご負担していただいております。

当院は、「地域医療支援病院」として、地域医療の中核を担う役割があり、地域の「かかりつけ医」と連携し、紹介患者さんの受け入れを推進することにより、病院と診療所の役割分担を進めております。

今般、この機能分化を強化し、より地域医療の向上に資するため、平成30年4月1日より、初診時選定療養費を以下のとおり改定します。

	(現 行)		(改 定 後)
初診時選定療養費	1, 130円	→	5, 400円
(平成30年4月1日より)			

※ 今後も、入院治療、高度医療、救急医療の充実など、医療サービスの向上に努めてまいります。
皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成30年2月21日

奈良県西和医療センター
院長 横山和弘